

2,4-ジアミノトルエン

1. 物質特定情報

名称	2,4-ジアミノトルエン（別名 2,4-トルエンジアミン）
CAS No.	95-80-7
分子式	C ₇ H ₁₀ NH ₂ / CH ₃ C ₆ H ₃ (NH ₂) ₂
分子量	122.17
備考	

（日本語版 ICSC、13901）

2. 物理化学的性状

名称	2,4-ジアミノトルエン
物理的性状	無色の結晶。空気に暴露すると暗色になる。
沸点（℃）	292
融点（℃）	99
密度（g/cm ³ ）	—
水溶解度（mg/l(℃)）	よく溶ける
水オクタノール分配係数（log Pow）	0.35
蒸気圧（kPa(106.5℃)）	0.13
引火点（℃）	149

（日本語版 ICSC）

3. 主たる用途・使用実績

用途	ポリウレタン樹脂原料、染料中間物 水道では、2液性エポキシ樹脂塗料の低温型硬化剤の原料として使用されるトリレンジイソシアネートの反応物として生成する。	
使用実績	名称	トリレンジイソシアネート
	使用量	—
	生産量	191,854t
	輸出量	118,704,984kg
	輸入量	—

（13901）

4. 現行規制等

水質基準値（mg/l）	なし
監視項目指針値（mg/l）	なし

その他基準 (mg/l)	薬品基準×、資機材基準及び給水装置基準 0.002
他法令の規制値等	
環境基準値 (mg/l)	なし
要監視項目 (mg/l)	なし
諸外国等の水質基準値又はガイドライン値	
WHO (mg/l)	なし
EU (mg/l)	なし
USEPA (mg/l)	なし

5. 測定手法

固相抽出-GC-MS 法により測定できる。

固相抽出-GC-MS 法による定量下限 (CV20%) は、1 µg/L である。

6. 水質基準について

我が国では、原水の汚染の観点からは水道水質について特段の問題がないと考えられるものの、水道施設の資機材や給水装置からの溶出の観点から必要な場合には、水質基準は設定されていなくとも、その溶出に関して基準が設定されており、2,4-ジアミノトルエンについては、水道施設の技術的基準を定める省令において、資機材等の基準として、0.002mg/L 以下であることとされている。また、給水装置の構造及び材質の基準に関する省令において、0.002mg/L 以下であることとされている。

水道水での検出状況等のデータは不足しており、要検討項目として今後知見が収集された段階で検討するのが適当である。

参考文献